換　　地
　町名地番　三郷市中央四丁目７－７
　地　　目　宅地
　地　　積　157.12㎡
清算金額
　徴収額7,519,592円、交付額０円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　三郷市幸房字掛井堀向1247―17
　地　　目　公衆用道路
　登記地積　17㎡、基準地積　17.31㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第１項第６号により換地不交付
清算金額
　徴収額０円、交付額561,322円、
　供託すべき額０円
（注意事項）
１　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
　「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
　「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
２　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
３　「徴収清算金」の額が、１万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（連絡先）
〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売CSチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第５号

草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、受領拒否があったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年８月７日

草加都市計画事業
三郷中央一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　宮本　保宏

記

１　清算金額通知者
　氏名　阿部光代
　住所　埼玉県三郷市早稲田二丁目19番地16
２　通知の内容

清算金額通知書

　草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。
　なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

記

　徴収清算金　　金6,884,582円
　交付清算金　　金921,588円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　三郷市幸房字掛井堀向1247―13
　地　　目　雑種地
　登記地積　165㎡、基準地積　165.29㎡
換　　地
　町名地番　三郷市中央四丁目７－８
　地　　目　宅地
　地　　積　157.65㎡
清算金額
　徴収額6,884,582円、交付額０円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　三郷市幸房字掛井堀向1247―18
　地　　目　公衆用道路
　登記地積　28㎡、基準地積　28.42㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第１項第６号により換地不交付
清算金額
　徴収額０円、交付額921,588円、
　供託すべき額０円
（注意事項）
１　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
　「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
　「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
２　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
３　「徴収清算金」の額が、１万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
（連絡先）
〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売CSチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上